

○吉岡町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する規程

平成20年2月15日  
訓令第9号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、吉岡町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例（平成18年吉岡町条例第20号。以下「条例」という。）に基づき、吉岡町国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び吉岡町緊急処理事態対策本部（以下「緊急事態対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部)

第2条 国民保護対策本部は、吉岡町庁舎内に設置する。ただし、吉岡町庁舎内に設置できないときは、国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）が定める場所に設置する。

2 国民保護対策本部に吉岡町国民保護対策本部の標章を表示するものとする。

第2章 組織

(国民保護対策副本部長)

第3条 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副町長をもって充てる。

(国民保護対策本部員)

第4条 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 吉岡町課設置条例（昭和63年吉岡村条例第10号）に定める課長
- (2) 教育長及び教育委員会事務局長
- (3) 税務会計課長
- (4) 議会事務局長
- (5) 本部長が指名するもの

(課及び班の組織)

第5条 国民保護対策本部に課及び班を置く。

2 前項の課及び班は、別表のとおりとし課の長には同表左欄の職にある者、班の長は課の長の職にある者が班の室の長から指名する、班員には当該班の室の所属職員をもって充てる。

(本部連絡員)

第6条 国民保護対策本部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

2 連絡員は、本部長が指名する者をもって充てる。

3 連絡員は、その者が所属する前条に規定する課と国民保護対策本部との連絡業務に当たり、本部長の指示する事項の伝達等の連絡活動を行うものとする。

(本部員会議)

第7条 本部長は、国民保護対策本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、国民の保護のための措置の実施その他武力攻撃災害に関する重要事項について協議する。

(国民保護現地対策本部)

第8条 条例第5条第1項に規定する国民保護現地対策本部は本部長が必要と認めた場合設置するものとする。

2 国民保護現地対策本部の組織及び事務に従事する職員は、武力攻撃災害の状況に応じて、その都度本部長が指名する。

### 第3章 所掌事務

(課及び班の所掌事務)

第9条 第5条に規定する課及び班の所掌事務については吉岡町国民保護計画による。

(関係機関との連携)

第10条 本部長は、武力攻撃災害の状況に応じ、国、群馬県及び関係機関と連携を密にし、事務の協調及び調整を図るものとする。

### 第4章 動員

(動員)

第11条 国民保護対策本部の設置に係る職員の動員体制については、吉岡町国民保護計画による。

(要員の確保)

第12条 各課長は、職員住所録を班ごとに作成し、その連絡系統を明らかにしておかなければならない。

2 各課長は、課内の班員を動員してなお要員に不足を生じた場合は、本部長に協力班員の応援を要請するものとする。

(被災状況の報告)

第13条 武力攻撃災害が発生した場合は、各課長は、それぞれの所管に係る被災状況について、本部長に報告しなければならない。

(報告の種類)

第14条 報告の種類は、つぎのとおりとする。

(1) 速報は、把握できた武力攻撃災害に関する被災状況を電話その他迅速な方法で報告するものとする。

(2) 確定報告は、武力攻撃災害に関する被災状況が確定したときに、文書で報告するものとする。

(報告の様式)

第15条 被災状況の報告様式は、別に定める。

### 第5章 準用

(緊急処理事態対策本部への準用)

第16条 第2条から前条までの規定及び別表並びに各班の所掌事務、職員の動員体制の規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。

この場合において、それぞれの「国民の保護のための措置」とあるのは、「緊急対処保護措置」と、「武力攻撃災害」とあるのは、「緊急処理事態における災害」と、読み替えるものとする。

### 第6章 補足

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急事態対策本部に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第12号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年訓令第80号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第109号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第31号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年訓令第6号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

課	班	
総務課	総務管理班	人事行政室
	総括班	協働安全室
企画財政課	総務管理班	企画室
	財政班	財政室
住民課	町民班	住民環境室
	保健福祉班	保険室
健康福祉課	保健福祉班	介護高齢室
		福祉室
	医療班	健康づくり室
産業観光課	産業班	子育て支援室
		産業振興室
		農業振興室
建設課	建設班	道の駅振興推進室
		都市建設室
		用地管理室
税務会計課	財政班・契約班	税務室
上下水道課	上水道班	上水道室
	下水道班	下水道室
教育委員会事務局	教育管理・指導班	教育総務室
		学校教育室
		生涯学習室
議会事務局	協力班	